

# 日本在宅医学会・在宅医療研修プログラムの プログラムコーディネーター(プログラム責任者)・指導医用手引き

研修プログラム責任者、指導医向けに、研修プログラムの運営についての手引きをまとめましたので、ご一読下さるようお願い申し上げます。

## 1 研修プログラムと指導医の扱いについて

### 1) 研修プログラムの期限

申請した研修プログラムの期限は5年間とします(5年後に研修プログラムの継続申請用紙を提出していただきます)。ただし、研修プログラム・研修施設申請書の内容に変更がある場合(看取り数などの実績、指導医の追加や変更、募集人員の変更等)は、毎年10月から3月のプログラム募集期間に修正書類を提出することができます。

### 2) 研修プログラムの休止あるいは廃止の申請

プログラム責任者、あるいは研修施設の施設長は、研修プログラムがその要件を満たさなくなった場合、速やかに研修プログラムの休止、あるいは廃止の届け出を行わなければなりません。

プログラム責任者、あるいは研修施設の責任者がこの届け出を行わない場合は、プログラム審査会の提言をうけ、専門医委員会がプログラム休止、廃止の決定をすることができます。

### 3) 暫定指導医の要件について

日本在宅医学会認定専門医制度規定では、「指導医については、在宅医学会・在宅医療専門医を指導医とすること」と規定しています。ただし、「当面の間、専門医制度委員会が適格と認定した者に対し、理事会の承認を経て、指導医とすることができる。本項の指導医の要件、申請方法等は細則で定める。」とあります。今回、在宅医療専門医以外で認定した指導医を、暫定指導医とします。暫定指導医資格は申請したプログラムにおいてのみ有効です。(異なったプログラムを申請する場合は、再度指導医申請を行う必要があります)

暫定指導医の認定条件は、「5年以上の在宅医療の経験と教育経験について報告し、委員会で審査を行う」と規定されていますが、5年のうち3年はもっぱら在宅医療に従事していることを必要とします。暫定指導医の期限は、2020年3月までとし、2020年以降もプログラムの指導にあたる場合は、実践者コースで専門医を取得していただくことが必要になります。

## 2 在宅研修施設での研修

### 1) 在宅研修施設での研修期間

在宅研修施設での研修期間は一年以上必要です。

### 2) 研修者の訪問診療単位

プログラム責任者は研修者に対して、研修期間中（一年以上にわたって）、1 単位を半日として週 4 単位以上の訪問診療の経験をさせなければなりません。また、複数施設でプログラムを共有し、研修者が 2 つ以上の医療機関で研修を行う場合は、研修医の主に所属する研修施設での週 3 単位以上の訪問診療の実務研修を含む週 4 単位以上の訪問診療の実務研修を行う必要があります。

### 3) 研修者登録用紙の提出

プログラム責任者は、研修開始後 1 か月以内に、研修者登録用紙を専門医委員会に提出し、研修者を登録しなければなりません。

研修者の登録がされていない場合、専門医試験の受験資格を得ることができません。研修者登録は、研修プログラムに沿った研修が行われたことを確認するためです。（申請時期になってから常勤の勤務者を研修者として申請するといった不正行為を防止するためですので、ご了承ください）

尚、毎年 4 月には、専門医制度委員会から研修者登録の依頼を行いますが、年度初めからの研修でない場合は、各プログラムコーディネーター（プログラム責任者）の責任で、研修者を登録する必要があります。

### 4) 研修の中断

何らかの理由で、研修が中断した場合、あるいは研修を中止した場合は、プログラム責任者あるいは研修者は、その旨を専門医委員会にとどけることができます。この場合の研修者の救済処置については、専門医制度委員会が個別に検討します。

## 3 ポートフォリオ作成について

- 1) ポートフォリオについては、必須項目（がんの疼痛緩和と認知症）を含む 10 領域 15 項目を作成します。
- 2) 提出するものは、領域、テーマ、このテーマを取り上げた理由などを記した一覧表とポートフォリオ作品（A3、1 枚にまとめる）です。
- 3) ポートフォリオ作成については、別紙の「在宅医療研修におけるポートフォリオ作成の手引き」を参照して下さい。

## 4 診療記録について

- 1) 診療記録は、主治医として診療した 30 例の診療の一覧を別紙ファイル（ホームページよりダウンロード）に記入して提出します。
- 2) 症例については、以下の二点が必要です。
  - (1) ① がんの在宅緩和医療の領域、② 認知症を含む高齢者ケアの領域、③神経難病・内部障害・小児若年障害者の 3 領域を それぞれ 3 症例以上を含むこと
  - (2) 在宅看取り例 3 例を含むこと

## 5 専門医試験について

### 1) 専門医試験の申請について

- (1) 研修プログラムの研修者の受付は、申請書のみ毎年 1 月に行い、ポートフォリオ・症例一覧・他施設交流終了証明書などの資料は、3 月に行います。
- (2) 研修プログラムを 3 月末までに修了した者がその年の試験の対象となります。従って、同じ時期にプログラムを開始しても、期間が長いプログラムの研修者の専門医試験受験は、期間の短いプログラムの研修者より、遅くなることがあります。
- (3) 以下の研修者の申請に必要な書類は、学会ホームページからダウンロードできます。
  - ① 認定専門医資格審査申請書 履歴書
  - ② 医師免許証のコピー
  - ③ 宣言書
  - ④ 他施設交流研修修了証明書（3 か所）
  - ⑤ ポートフォリオ（10 領域 15 項目）  
ポートフォリオ一覧表とポートフォリオ(A3、一テーマ一枚) 15 枚
  - ⑥ 症例一覧（30 例）
  - ⑦ 在宅研修施設の研修終了証明書
  - ⑧ 内科研修修了証明書（半年以上）  
卒後臨床研修修了書、内科学会認定医・専門医証あるいは家庭医療学プログラム研修修了書など研修に半年以上の内科研修を含む修了書等のコピーでも可。
  - ⑨ 緩和ケア研修証明書（緩和ケア研修免除者は不要）

### 2) 一次審査

一次審査は、上記の提出物による書類審査を行います。

### 3) 二次審査

二次審査として、以下の筆記試験とポートフォリオ面接を、毎年 5 月から 7 月に実施します。

- (1) 筆記試験は、主として多分野の知識を問う多肢選択問題（MCQ）と問題解決のための知識を問う臨床問題からなる筆記試験を行います。筆記試験の準備（知識学習）につ

いても計画的に実施されることをお勧めします。

本試験では、MCQを30題(2点\*60)、臨床記述問題3題(40点)で作成します。MCQは幅広い知識を持っているかどうかを、臨床記述問題は、実践的な知識、思考過程を問います。

臨床記述問題のうち、1題は、緩和や認知症などメジャーな分野から出題されます。

(2) ポートフォリオ面接では、研修期間中に作成した15項目のポートフォリオの中から2~3項目を抽出し、複数の面接官と質疑応答を行い、一定の評価基準で評価します。

## 6 他施設交流研修についての手順

### 1) 他施設交流研修の研修先について

他施設交流研修の研修先は、研修者の研修ニーズに応じて、研修者がプログラム責任者、指導医と相談の上、選定してください。(他施設交流研修先が従来の往診同行プログラム指導施設か否か、研修先の指導責任者が学会員であるか否かを問いません。)

ただし、研修受け入れの交渉、連絡調整はそれぞれの責任で行うものとし、基本的に学会として斡旋、紹介は行いません。

### 2) 他施設交流研修の実施手順

- ① 研修プログラム期間内に3カ所以上の他施設交流研修を行います。一カ所の他施設交流研修の最低単位は半日程度とします。
- ② 研修を行う医療機関は、指導医、プログラム責任者と相談して決定し、研修受け入れの交渉、連絡調整を行います。
- ③ ホームページから他施設交流研修修了証明書をダウンロードし、それを研修施設に持参し、研修先の指導責任者に記銘、押印を依頼します。
- ④ 研修者は、他施設交流研修終了後1か月以内に終了証明書を学会事務局に届け出(コピーをFAXする)を行います。

(研修が研修期間中に行われたことを確認するためですので、必ず行ってください。)

研修終了後1か月以内に、専門医制度委員会に届け出されていない他施設交流研修は研修実績として認められないこともありますので、ご注意ください。)

- ⑤ 研修者は、専門医試験申請時(3月)に他施設交流研修修了証明書3枚(3施設分)を専門医制度委員会に提出します。

\* 尚、他施設交流研修受け入れ先の指導責任者が、在宅医学会の専門医、あるいは経過措置申請者(2009年のみ)の場合は、それぞれ専門医更新、あるいは経過措置申請の指導単位(9単位)として認められます。この場合、研修者が持参した他施設交流研修終了証明書のコピーを自己責任で保存しておかなければなりません。

## 7 緩和医療研修について

研修者が主に所属する在宅研修施設の年間看取り数が10名に満たない研修施設では、在宅医療研修開始前、あるいは在宅医療研修修了までに、3か月相当の緩和ケア研修を行う必要があります。

3か月相当とは、実質50日～70日に相当する研修とします。

《具体例》

- ① 在宅研修前後に、月～金まで3か月間、緩和ケア病棟で研修を行う  
(月20日として60日前後)
- ② 週1回の緩和ケア研修を一年間行う(52日)など

## 8 指導医大会について

- 1) 指導医大会は日本在宅医学会大会開催中と秋季の年2回開催します。
- 2) プログラム責任者は、毎年大会時に実施される指導医大会あるいは秋に実施される指導医大会(研修プログラム交流会)に、研修プログラムの期限の間(5年)に2回以上出席する必要があります。  
特に、当該年度に研修者を有する研修プログラム責任者は、参加することが望まれます。
- 3) 秋の指導医大会は、「研修プログラム交流会」として実施し、指導医、研修者がともに参加できる場とします。
- 4) 日本在宅医学会大会時に開催される指導医大会は、主に指導医が参加する場とします。  
ただし、在宅医学会大会には、研修プログラムやポートフォリオ発表のポスターセッションも設けますので、研修者はポスターセッション等での発表を積極的に行ってください。

## 9 在宅医学会加入について

- 1) プログラム申請条件としては、学会歴を問いません。ただし、指導医、プログラム責任者は、プログラム申請時に学会員である必要があります。指導医、プログラム責任者で学会未加入の方は速やかに加入手続きを行ってください。
- 2) 在宅研修プログラムでの研修を行う医師で、本学会員でない者は、速やかに学会に加入する必要があります。